

## 不動産貸付業及び駐車場業の認定基準一覧表

不動産又は駐車場を貸し付けている方で、次の基準に該当する場合は不動産貸付業又は駐車場業として課税されます。

業種		貸付物件等	認定基準	備考
不動産貸付業	建物	住宅用	1戸建……10棟以上 1戸建以外…10室以上	・空室も基準に含みます。
		住宅用以外	1戸建…… 5棟以上 1戸建以外…10室以上	
		土地	貸付契約件数(土地1面を1件とする) 10件以上 又は住宅用貸付総面積 2,000㎡以上	
		上記を併せて貸付	棟数、室数又は契約件数の合計が 10件以上	
		規模による認定	建物の貸付総面積500㎡以上 かつ、 家賃収入が年額800万円以上	・件数が少なくても対象となります。
駐車場業		駐 車 場 所	建築物である駐車場 (収容可能台数1台から) または、 収容可能台数が10台以上	

### 注意

- 1 共有物件は、持ち分にかかわらず共有物件全体の貸付状況(件数、面積及び収入)により認定し、税額は持ち分に応じて計算します。
- 2 確定申告書の決算書、収支内訳書には貸付契約ごとに貸付面積、賃貸料等を記載してください。